

田中A子さん（87歳・女性） 中部地方のX市に一人暮らし
 ・診断：アルツハイマー型認知症（後見相当）
 ・親族：都内に、姉とその子（甥）

<表の見方>
 機能等・・・機能や市町村長申立て、協議会の流れを示しています。
 事例・場面・・・本科目で扱う事例を記載しています。
 関係性・・・事例の各場面間の関係性を示しています。
 中核機関の動き・・・事例の各場面での中核機関の動きを示しています。

| 機能等 | 事例・場面 | 関係性 | 中核機関の動き |
|-----------|---|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・玄関先で動けなくなっていたところを、近隣住民が発見。 ・隣の大学病院に救急搬送され、その後X市内の病院に転院。 | | |
| 広報 | <ul style="list-style-type: none"> ① Cさんは成年後見センターが先月主催した研修を受講していた。 | | 研修会の開催 |
| 権利擁護の相談支援 | <p>【場面①に行き着くまでに・・・】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センター職員Bさんは、成年後見制度の必要性の判断のために、医療相談員Cさんと在宅時に支援していたI地域包括支援センターDさんとのケース会議を開催することにした。 ③ この際、医療費の滞納整理に加え、在宅時に消費者被害の可能性があったことから、昨年度に実施した勉強会の講師であった県庁所在地に事務所を構える弁護士に相談したところ、来てもらえることに。 ・姉と甥の存在がわかったが、支援の状況から支援放棄の可能性も確認。 ・これらの状況を踏まえ、センター職員Bさんは、X市役所長寿介護課G主査に対して、市長申立ての相談をすることにした。 | | ケース会議の開催・参加 制度利用の必要性の判断 専門職の参加コーディネート |
| | <p>【場面①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センター職員Bさん（X市役所から中核機関を受託）は、病院の医療相談員Cさんからこの案件について相談を受けた。[1]（Cさんは成年後見センターが先月主催した研修を受講しており、その際グループワークが一緒であったBさんに連絡した） ・姉は甥に任せきり。その甥が、転院時までは何とか支援をしてくれたが、先日の甥とのやり取りでは「A子さんの面倒はこれ以上看られない。もう関わりたくない。」と言われている。本人の治療は終了しており、在宅独居は難しく、認知症の程度からも医療契約や金銭管理が出来る状態ではない。今後、施設等を利用することや金銭管理を他者に任せざることを、本人は希望している。 ・退院の調整とそれに伴う介護保険サービスの契約や金銭管理、医療費の滞納などの理由から、成年後見制度の利用は必要と判断。 ・上記に対して、センター職員Bさんは、X市役所長寿介護課G主査に対して、市長申立ての相談をした。 | | 行政との連携 市町村長申立てへのつなぎ |
| | <p>【場面②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・X市役所長寿介護課G主査は、A子さんの姉に郵送で意向確認したところ、姉から電話で連絡がきた。 ・姉が「息子に任せてきたが、自分の妹のことだ。どうしたらよいか。」と言ってきたので、G主査は「A子さんは退院できる状況。[2]成年後見制度の利用を行い、認知症対応型のグループホームへの入居の手続きが必要。」と、ケース会議での検討状況を説明した。 ・姉からは「申立ては家族で行う。グループホームの申込書も送ってほしい。」との希望があったため、資料を送付した。 ・しかし、その後、医療相談員のCさんから「1か月近く、何の動きもないのだが。」と連絡が入ったと、成年後見センター職員Bさんからの報告があった。 ・そこで、G主査は姉に連絡したところ、「認知症対応型グループホームは家賃が高いし、妹は年金で厳しい。援助もできない。」「今は忙しいし、そもそも成年後見制度は書類が難しい。」と言いつつ、何も動きがないことが判明した。 ・翌日、G主査のもとに甥からの電話があった。「何やら母親に言いつけているようだな。病院にいられなくなるなら、グループホームに移るのは百歩譲っても、成年後見制度なんか、よくわからない他人に叔母の年金を預ける必要はない。⑤」 ・困ったG主査は上司に相談したのだが・・・ | | 行政との連携 ケースの進行管理 |

参考資料：市町村長申立てと地域連携ネットワーク 事例の全体像<裏面>

田中A子さん（87歳・女性） 中部地方のX市に一人暮らし

- ・診断：アルツハイマー型認知症（後見相当）
- ・親族：都内に、姉とその子（甥）

<表の見方>

- 機能等・・・機能や市町村長申立て、協議会の流れを示しています。
- 事例・場面・・・本科目で扱う事例を記載しています。
- 関係性・・・事例の各場面間の関係性を示しています。
- 中核機関の動き・・・事例の各場面での中核機関の動きを示しています。

| 機能等 | 事例・場面 | 関係性 | 中核機関の動き |
|-----------------------|--|-----|--|
| <p>権利擁護支援チームの形成支援</p> | <p>【場面③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姉の動きが依然みられないことから、市長申立てとして実施することに。 ・本人情報シートについては、成年後見センターを通じて、在宅時に支援していたT地域包括支援センターからの情報ももらいつつ、医療相談員Cさんが作成。 ・診断書は同じく医療相談員Cさんを通じて医師へ依頼。 ・ケース会議で得られた情報、本人情報シートの内容等から、G主査は申立書を作成することになった。 ・A子さんの場合、医療費の滞納整理、在宅時に消費者被害の可能性、親族間紛争の可能性といった課題から、弁護士を候補者として申立を行うことにした。 ・また、G主査は、成年後見センター職員Bさんから、事前に関係者との調整により、成年後見人が選任されるまでの期間は、特に早急に支払わなくてはならないものや財産の処分等を行う必要はないと聞いていたので、審判前の保全処分と事務管理の必要が今回はないとも上司に報告した。 | | <p>本人情報シート作成の調整 診断書作成の調整 候補者等の検討・調整 事務管理等の必要性の判断</p> |
| <p>権利擁護支援チームの自立支援</p> | <p>【場面④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センター職員Bさんは、後見人のF弁護士と、A子さんを支える関係者との顔合わせをしたかった。⑥ ・そんな中、医療相談員Cさんから、退院に向けたカンファレンスを開催したいとの連絡が入ったため、これを活用することにして、T地域包括支援センター職員Dさん、民生委員Eさん、長寿介護課G主査を集め、退院調整と後見人との顔合わせを実施することにした。 ・退院カンファレンスでは、入院中の支援と退院に向けた役割が確認された。その際、医療相談員Cさんと後見人のF弁護士とで行われたやり取りが成年後見センター職員Bさんは気になった。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「（医療相談員Cさん）あと、転院時に準備されていた物品だけでは足りなくなってきました。F弁護士さん、お家から追加で持ってきてもらったり、買ってきていただけますか。」</p> <p>「（F弁護士）うーん。病院では対応してないのでどうか。」</p> <p>「（医療相談員Cさん）家で使っているものがなければ、費用は掛かりますが病院のセットでも準備できますよ。」</p> <p>「（F弁護士）確認になります。Aさんが退院までに急変することはなさそうとのことですが、緊急的に手術が必要になっても、成年後見人は医療同意はできません。」</p> <p>「（医療相談員Cさん）えっ、そうなんですね。では、もしそのような状態になったら、姉か甥にお願ひする必要がありますね。」</p> <p>「（長寿介護課G主査）私が市長申立てでやり取りをしている際には、容態が急変した時には何とかご協力を願いたいと伝えてあります。」</p> </div> | | <p>後見人と既存チームとの コーディネート・調整 地域課題の吸い上げ・把握</p> |
| <p>協議会</p> | <p>【場面⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センター職員Bさんは、A子さんの事例を振り返ってみて、今回は相談時に弁護士に来てもらえなかったが今後はどうするのか、また、退院カンファレンスの際にあった身寄りのない方への支援に関する発言について考えたいと思った。 ・そこで、G主査と相談して、次回の協議会において、専門職派遣の必要性と身寄りのない方への支援について、A子さんの事例も提示しながら、検討することにした。 ・そして、2か月後に協議会が開催された。 ・X市は小規模で専門職も少ないことから、単独で検討するのはなく、協議会に委員派遣で出席している専門職団体が一度持ち帰り、広域での仕組みの案を検討してもらえらることに。 ・また、医療機関や施設向けの研修の必要性、成年後見人等が医療同意を求められた際の対応方法の確認、医療機関側での貸出サービスの周知などの意見が挙がり、身寄りのない方への支援の理解を進めていく必要があるとの合意形成が図られた。 ・そして、まずは身寄りがいない人の・・・ガイドラインの内容を協議会のメンバーで読み込むことから開始することになった。 | | <p>行政との連携 協議会の事務局 地域課題解決策の検討</p> |